平成２７年（フ）第２３４号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目712番地の27
債務者　早乙女君江
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８９号
埼玉県熊谷市佐谷田649番地12　山本三次方
債務者　鈴木　正一
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４４号
静岡県熱海市福道町５番６号　川瀬アパート
債務者　小野　博己
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
静岡県伊豆の国市長岡123番地の４
債務者　菊地　敏典
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
静岡県沼津市原1732番地の１　コーポリジェール101、前住所静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｃ―201
債務者　田村　聡美
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
静岡県御殿場市東田中１丁目16番１―210号　メゾン・グッチ
債務者　髙橋　秀幸
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
静岡県御殿場市北久原600番地の８　テラスハウスパオＡ１、前住所静岡県御殿場市二枚橋284番地の１　アルプーラコミヤマ２―202
債務者　松村　　忍
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
盛岡市高松２丁目５番７号
債務者　藤島有紀子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１号
秋田県能代市字沼ノ上１番地20
債務者　進藤　芳樹
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第５１号
新潟県村上市下相川375番地４
債務者　髙橋　真樹
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８１号
滋賀県愛知郡愛荘町杢掛639番地　ローレル101号
債務者　向井　慎一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１９号
佐賀市本庄町大字本庄211―16　トトロツインタワー310号、住民票上の住所佐賀市西与賀町大字高太郎2090番地
債務者　古川　典子（旧姓副島）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
茨城県日立市東多賀町４丁目14番25―103号
債務者　吉澤　啓之
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５０号
茨城県日立市金沢町１丁目９番13―103号、旧住所茨城県日立市折笠町１丁目３－２－102
債務者　蛭田めぐみ
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１３６号
岐阜市宇佐２丁目14番12―101号　アーバンヒルズＴ２
債務者　伊藤　桂子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２５１号
仙台市泉区長命ケ丘１丁目９番地の４　サニーハイツ泉205
債務者　千葉美智則
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
福島県西白河郡泉崎村大字関和久字八雲神社31番地３
債務者　**廣**澤　郁子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係